

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 3 か月間は解約できないものとし、やむを得ない理由により解約する場合、敷金(保証金)は返還しないものとする。
- (2) 借主が車庫証明を必要とする場合、借主は保管場所証明発行手数料を貸主に支払わなければならない。
なお、解約時には、車庫証明の取り消し手続きをしなければならない。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

以上

⑧		⑪	道
⑦		入口	
⑥			
⑤			
③			路
②		⑩	
①			